

第31回通常総会議案

と き：平成9年6月9日（月）

ところ：八丁堀シャンテ

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	-----	1
第1号議案	平成8年度会務報告及び重点目標とその対応について	----- 2
	平成8年度会務報告	----- 2
	平成8年度重点目標とその対応	----- 2
第2号議案	平成8年度歳入歳出決算について	----- 6
	歳入の部	----- 6
	歳出の部	----- 7
	監査意見書	----- 8
第3号議案	平成9年度活動方針（案）及び重点目標（案）、 事業計画（案）について	----- 9
	平成9年度活動方針（案）及び重点目標（案）	----- 9
	平成9年度事業計画（案）	----- 10
第4号議案	平成9年度歳入歳出予算（案）について	----- 11
	歳入の部	----- 11
	歳出の部	----- 12
	一般負担金（案）	----- 13
第5号議案	役員改選について	----- 14
	役員（案）	----- 14
	専門部会構成（案）	----- 16
参考資料	平成9年度主要施策に関する部局別要望事項	----- 17
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	----- 28
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会役員名簿	----- 29
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会則	----- 30

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 新会員紹介

5 議 事

(1) 第1号議案 平成8年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成8年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 平成9年度活動方針(案)及び重点目標(案)、
事業計画(案)について

(4) 第4号議案 平成9年度歳入歳出予算(案)について

(5) 第5号議案 役員改選について

6 そ の 他

7 閉 会

第1号議案

平成8年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成8年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成8年 4月 8日	会 計 監 査	庄 原 市 役 所
4月19日	理 事 会	広 島 県 議 会
5月27日	第30回通常総会	八丁堀シャンテ
6月20日 7月19日	平成9年度主要施策に関する要望事項 のとりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広 島 県 議 会
10月30日	広島県関係部局への要望活動	広 島 県 議 会
11月29日	道路整備促進全国総決起大会及び関係 省庁への要望活動へ会長が出席	東 京 都
平成9年 2月19日	役 員 会	広 島 市

平成8年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化のための総合的振興施策の充実強化と財源確保

過疎化、高齢化が依然として進行している中山間地域に新たな対策を講じていくため、平成9年2月に、広島県中山間地域活性化対策推進本部により「中山間地域活性化対策基本方針」が策定された。

方針においては、従来の施策の反省を踏まえ、実効性を確保するため、施策の総合化・重点化を図ることとされており、平成9年度から中山間地域対策の専門組織が設置され、施策の総合調整と重点化を基本に、具体的な施策展開が図られることとなった。

方針に基づく重点施策として、平成9年度から集落・拠点整備モデル事業が実施される。この事業は、生活の基礎的単位である集落と基幹集落などの生活拠点へ重点的な支援を行い、集落からはじまる地域の衰退をくい止め、中山間地域の自立再生と定

住促進を支援するとともに、他地域へも同様の考え方に基づく事業実施を促進しようとするものである。また、同時にスタートする中山間地域活性化調査研究事業を活用し、日常生活支援機能等の充実も図っていくこととされている。

2 総合的な若者定住対策の推進

若者の定住促進については、県とも十分連携を取りながら、新たな集落・拠点整備モデル事業を活用し、生活利便性の向上、都市的機能の享受地域の拡大や産業対策等の充実を図り、総合的に若者の定住しやすい環境を整備していく必要がある。

また、平成8年度、住宅、就業、生活などの情報を定住希望者に提供する県定住促進センターが設置され、市町村も積極的な情報提供を行うなかで、若者をはじめとした定住促進策が実施されているところである。

3 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備

本路線は、平成8年12月国土開発幹線自動車道建設審議会において、尾道～三刀屋間の整備計画決定を受けたことにより、全線の整備計画決定がなされた。

今後は、既に事業化されている三刀屋～松江間に引き続いて、尾道～三刀屋間の施行命令、工事実施計画の認可を受け、全線の早期事業着手を関係機関に働きかけていく必要がある。

4 地域高規格道路の整備促進

高規格幹線道路を補完する地域高規格道路については、平成6年12月、県内では計画路線9路線、候補路線2路線が指定された。

さらに、この計画路線の中から平成7年4月、8月及び平成8年8月に整備区間、調査区間の指定がなされた。

内陸部においては、計画路線2路線、候補路線1路線が指定されており、そのうち整備区間の指定を受けた2路線、2区間については整備を促進するとともに、その他の区間については、早期事業化に向けて調査を促進していく必要がある。

5 過疎地域活性化計画事業実施のための財源確保対策の確立とふるさとづくり事業の推進

過疎地域活性化計画事業実施のための財源確保については、過疎地域活性化特別措

置法を中心として、各種の財源支援措置が講じられている。特に、過疎債・辺地債は、過疎地域市町村にとって重要な財源であり、国が事業の重点化を図り、施策の向上を目指していることを踏まえ、各市町村において地域実情に沿った事業の重点化が図られた結果、平成8年度は165億円（全国枠4,430億円の3.7%、対前年度比4.7% 7億4千万円増）の起債枠を確保するなど、全体枠の確保・拡大が図られたところである。

ふるさと創生関連施策の推進は、地域バランスのとれた均衡ある発展を図る上からも、国、県、市町村を通じた最重要課題である。このため、国においては「ふるさとづくり事業」の期限を平成10年度まで延長し、これまで概ね3年間とされていた事業期間も概ね5年間に延長されるとともに、森林・山村地域を対象とした「緑のふるさと・ふれあいプロジェクト」のメニューの拡大や過疎地域における定住促進住宅団地整備事業に係る一部地総債の適用など、制度の拡充整備が講じられた。県においても、「地域振興総合支援事業」が創設され、地域活性化や特色ある地域づくりに対して支援が行われたところである。

6 内陸地域の水源確保対策の推進

県では、平成4年度に策定した長期水需給計画に基づき、計画的な水源確保に努めることとし、内陸部においては、現在実施中の国直轄事業の八田原ダムの早期完成を図るとともに、温井ダム、灰塚ダムの建設を促進することとされている。

また、局地的な水源確保に効果のある小規模生活ダムの建設については、平成4年度に行われた水資源開発可能適地等の調査に基づき、水資源の確保が必要な市町村と県が協議をしながら事業の推進を図ることとされている。

現在、建設中の山田川ダムと久井ダムに加え、庄原ダムの予備調査も着手されており、平成8年度も引き続き各ダムについて、調査・整備等が進められた。

7 過疎地域の高齢化に対応した特別養護老人ホーム等の早期整備

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設については、県老人保健福祉計画に基づき、整備促進が図られている。

特に、過疎地域等の人口規模の小さい未設置市町村については、近隣市町村との共同設置や共同利用など広域的な観点に立った特別養護老人ホームや、ケアハウス、高齢者生活福祉センターの整備などが進められているところである。

今後は、在宅・施設両サービスの基盤が薄い地域の各種在宅サービスを総合的に促進するなかで、なお不足する部分については、県と協議しながら小規模特別養護老人

ホーム等の整備も検討していく必要がある。

8 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の推進、具体化

国、県及び関係市町村が実施する各種プロジェクトについては、順次事業の推進が図られているところである。また、平成6年度、7年度において、備北ウェルネス計画の中間年を迎えることや備北ウェルネスポリス開発構想の課題等を踏まえ、国土庁を中心に県、三次市、庄原市の共同で、地方中小都市圏活性化支援調査を実施した。国土庁の調査は現在も継続中であるが、この調査結果に基づいて、国の支援制度の実現を県と協力して働きかけていくとともに、中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋～尾道間の整備計画決定、地域高規格道路江府三次道路の整備進捗等も踏まえ、計画を推進していく必要がある。

第2号議案

平成8年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	歳入済額	歳入未済額	備考
1. 会費			2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
	1. 会費		2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
		1. 一般負担金	2,106,000	0	2,106,000	2,106,000	0	
		2. 特別負担金	816,000	0	816,000	816,000	0	
2. 補助金			190,000	0	190,000	190,000	0	
	1. 補助金		190,000	0	190,000	190,000	0	
		1. 県補助金	190,000	0	190,000	190,000	0	
3. 雑収入			1,000	0	1,000	553	0	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	553	0	
		1. 雑収入	1,000	0	1,000	553	0	
4. 繰越金			246,000	0	246,000	246,646	0	
	1. 繰越金		246,000	0	246,000	246,646	0	
		1. 繰越金	246,000	0	246,000	246,646	0	
歳入合計			3,359,000	0	3,359,000	3,359,199	0	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1. 事務局費			1,180,000	0	0	1,180,000	1,107,001	72,999	
	1. 事務局費		1,180,000	0	0	1,180,000	1,107,001	72,999	
		1. 報酬	720,000	0	0	720,000	720,000	0	
		2. 賃金	160,000	0	57,360	217,360	217,360	0	1-1-3から流用
		3. 旅費	130,000	0	△ 57,360	72,640	39,040	33,600	1-1-2へ流用
		4. 需用費	60,000	0	0	60,000	59,430	570	
		5. 役務費	60,000	0	0	60,000	51,571	8,429	
		6. 諸費	50,000	0	0	50,000	19,600	30,400	
2. 会議費			323,000	0	0	323,000	299,039	23,961	
	1. 総会費		171,000	0	0	171,000	149,039	21,961	
		1. 需用費	120,000	0	0	120,000	118,448	1,552	
		2. 借上料	50,000	0	0	50,000	30,591	19,409	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		152,000	0	0	152,000	150,000	2,000	
		1. 需用費	150,000	0	0	150,000	150,000	0	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	3. 事業費			1,800,000	0	0	1,800,000	1,715,314	84,686
1. 調査企画費			540,000	0	39,240	579,240	557,490	21,750	
		1. 賃金	390,000	0	39,240	429,240	429,240	0	3-2-1から流用
		2. 旅費	40,000	0	0	40,000	35,350	4,650	
		3. 需用費	60,000	0	0	60,000	57,830	2,170	
		4. 役務費	50,000	0	0	50,000	35,070	14,930	
2. 促進対策費			1,260,000	0	△ 39,240	1,220,760	1,157,824	62,936	
		1. 旅費	230,000	0	△ 39,240	190,760	173,510	17,250	3-1-1へ流用
		2. 需用費	120,000	0	49,593	169,593	169,593	0	3-2-4から流用
		3. 活動費	850,000	0	0	850,000	814,721	35,279	
	4. 諸費	60,000	0	△ 49,593	10,407	0	10,407	3-2-2へ流用	
4. 予備費			56,000	0	0	56,000	0	56,000	
	1. 予備費		56,000	0	0	56,000	0	56,000	
		1. 予備費	56,000	0	0	56,000	0	56,000	
歳出合計			3,359,000	0	0	3,359,000	3,121,354	237,646	

歳入合計 3,359,199円

歳出合計 3,121,354円

差引繰越額 237,845円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成8年度会計に係る歳入歳出決算書について、関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

平成9年4月10日

監 事 布野村長 三 吉 献 二 

監 事 高野町長 藤 原 公 昭 

第3号議案

平成9年度活動方針（案）及び重点目標（案）、事業計画（案）について

平成9年度活動方針（案）及び重点目標（案）

1 活動方針（案）

2市35町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連携の基に、積極的かつ着実な運動を展開してきた。

しかしながら、内陸地域は社会的・経済的諸条件に恵まれず、多くの市町村で過疎化が進行し、厳しい行財政運営を余儀なくされてきた。また今日、少子化・高齢化の進行、農畜産物の自由化や製造業の海外移転など産業の空洞化、上下水道や情報インフラなど生活基盤整備の遅れ等々、さらなる地域活力の低下が懸念されている。

県においても、内陸地域を中心とした中山間地域の再興を県勢活性化の最重要課題と位置づけ、総合的・重点的な施策の展開が図られようとしている。

広島県内陸部振興対策協議会は、次代に誇りと自信を持って継承することのできる魅力ある地域社会の創造と内陸地域発展のため、地域諸課題の調査・研究に努め、次の重点目標を設定し、積極的な運動を展開する。

2 重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化のための総合的振興施策の充実強化と財源確保
- 2 総合的な若者定住対策の推進
- 3 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備
- 4 地域高規格道路の整備促進
- 5 過疎地域活性化計画実施のための財源確保対策の確立
- 6 内陸地域の水源確保対策の推進
- 7 過疎地域の高齢化に対応した特別養護老人ホーム等の早期整備
- 8 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の推進、具体化

平成9年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
平成 9年 4月10日	平成8年度会計監査	庄原市役所
4月18日	理 事 会	広島県議会
6月 9日	第31回通常総会	八丁堀シャンテ
6月～7月	平成10年度主要施策に関する要望 事項のとりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理事会（専門部会合同会議）	広島県議会
10月	役員会及び要望活動	広島県議会
平成10年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

平成9年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

（単位：千円）

款	項	目	予 算 額	対前年度比	摘 要
1. 会 費			2,922	0	
	1. 会 費		2,922	0	
		1. 一般負担金	2,106	0	
		2. 特別負担金	816	0	
2. 補助金			190	0	
	1. 補助金		190	0	
		1. 県 補 助 金	190	0	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			237	△ 9	
	1. 繰越金		237	△ 9	
		1. 繰 越 金	237	△ 9	
歳 入 合 計			3,350	△ 9	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年度比	摘要
1. 事務局費			1,180	0	
	1. 事務局費		1,180	0	
		1. 報 酬	720	0	
		2. 賃 金	160	0	
		3. 旅 費	120	△ 10	
		4. 需用費	70	10	
		5. 役務費	60	0	
		6. 諸 費	50	0	
2. 会 議 費			343	20	
	1. 総 会 費		191	20	
		1. 需用費	150	30	
		2. 借上料	40	△ 10	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		152	0	
		1. 需用費	150	0	
		2. 借上料	1	0	
		3. 諸 費	1	0	
3. 事 業 費			1,800	0	
	1. 調査企画費		545	5	
		1. 賃 金	390	0	
		2. 旅 費	35	△ 5	
		3. 需用費	70	10	
		4. 役務費	50	0	
	2. 促進対策費		1,255	△ 5	
		1. 旅 費	220	△ 10	
		2. 需用費	120	0	
		3. 活動費	850	0	
4. 諸 費		65	5		
4. 予 備 費			27	△ 29	
	1. 予 備 費		27	△ 29	
		1. 予備費	27	△ 29	
歳 出 合 計			3,350	△ 9	

平成9年度一般負担金（案）

No.	市 町 村 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	39,844	23,000	219,500	242,500
2	庄 原 市	22,377	23,000	123,500	146,500
3	加 計 町	5,398	23,000	30,000	53,000
4	筒 賀 村	1,404	23,000	8,000	31,000
5	戸 河 内 町	3,457	23,000	19,500	42,500
6	芸 北 町	3,122	23,000	17,500	40,500
7	大 朝 町	3,886	23,000	21,500	44,500
8	千 代 田 町	10,659	23,000	59,000	82,000
9	豊 平 町	4,791	23,000	26,500	49,500
10	吉 田 町	11,724	23,000	64,500	87,500
11	八 千 代 町	4,614	23,000	25,500	48,500
12	美 土 里 町	3,660	23,000	20,500	43,500
13	高 宮 町	4,668	23,000	26,000	49,000
14	甲 田 町	6,041	23,000	33,500	56,500
15	向 原 町	5,112	23,000	28,500	51,500
16	久 井 町	5,819	23,000	32,500	55,500
17	甲 山 町	7,294	23,000	40,500	63,500
18	世 羅 町	9,099	23,000	50,500	73,500
19	世 羅 西 町	4,343	23,000	24,000	47,000
20	油 木 町	3,434	23,000	19,000	42,000
21	神 石 町	3,113	23,000	17,500	40,500
22	豊 松 村	1,959	23,000	11,000	34,000
23	(神) 三 和 町	4,712	23,000	26,000	49,000
24	上 下 町	6,667	23,000	37,000	60,000
25	総 領 町	1,928	23,000	11,000	34,000
26	甲 奴 町	3,403	23,000	19,000	42,000
27	君 田 村	2,063	23,000	11,500	34,500
28	布 野 村	2,063	23,000	11,500	34,500
29	作 木 村	2,067	23,000	11,500	34,500
30	吉 舎 町	5,360	23,000	29,500	52,500
31	三 良 坂 町	4,144	23,000	23,000	46,000
32	(双) 三 和 町	3,967	23,000	22,000	45,000
33	西 城 町	5,443	23,000	30,000	53,000
34	東 城 町	11,141	23,000	61,500	84,500
35	口 和 町	2,819	23,000	16,000	39,000
36	高 野 町	2,585	23,000	14,500	37,500
37	比 和 町	2,246	23,000	12,500	35,500
	合 計	226,426	851,000	1,255,000	2,106,000

算出基礎： 平等割：23,000円
人口割：人口数に5円50銭を乗じて得た額を500円
単位で切り上げた額。
人口数値： 平成7年国勢調査による。

第5号議案

役員改選について

役 員 (案)

役 職 名	職 氏 名
会 長	広島県議会議員 滝口 次郎
副 会 長	三次市長 福岡 義登
副 会 長	左原市長 八谷 泰央
副 会 長	上下町長 梶田 昌宏
副 会 長	大朝町議会議員 六 信 来
幹 事 長	広島県議会議員 小島 敏文
副 幹 事 長	〃 官本 新入

理		事	
(県議会議員)			
三 次 市	吉 岡 広小路	庄 原 市	道 上 侑
山 県 郡	宮 本 新 八	高 田 郡	木 山 千 之
世 羅 郡	小 島 敏 文	神石甲奴郡	滝 口 次 郎
双 三 郡	富野井 利 明	比 婆 郡	木 山 耕 三
(市部選出)			
三 次 市 長	福 岡 義 登	三 次 市 議 長	花 本 忠 男
庄 原 市 長	八 谷 泰 央	庄 原 市 議 長	片 山 孝 昭
(山県郡選出)			
筒 賀 村 長	小 田 美 嗣	芸 北 町 長	増 田 邦 夫
千 代 田 町 長	森 下 公 造	豊 平 町 長	前 田 達 郎
加 計 町 議 長	平 川 勉	戸 河 内 町 議 長	鈴 木 文 登
大 朝 町 議 長	六 信 来		
(高田郡選出)			
八 千 代 町 長	沖 本 信 男	美 土 里 町 長	織 田 邦 夫
高 宮 町 長	児 玉 更太郎	吉 田 町 議 長	隅 原 孝 典
甲 田 町 議 長	吉 田 修	向 原 町 議 長	金 川 末 夫

(御調郡久井町選出)	
久井町長 増田 實雄	
(世羅郡選出)	
世羅町長 友近 將	世羅西町長 平野 節美
甲山町議長 水間 茂	
(神石郡選出)	
油木町長 川上 力男	豊松村長 岡崎 齊
神石町議長 久保田 龍泉	三和町議長 若林 哲吉
(甲奴郡選出)	
上下町長 梶田 昌宏	甲奴町長 森岡 隆寿
総領町議長 丸山 隆三	
(双三郡選出)	
三良坂町長 湯免 龍夫	三和町長 神重 和夫
君田村議長 朝日 一登	作木村議長 竹丸 浩二
吉舎町議長 福永 包則	
(比婆郡選出)	
口和町長 盛谷 強	比和町長 積山 恭幸
西城町議長 宮本 英明	東城町議長 田原 由之
監 事	
布野村長 三吉 献二	高野町長 藤原 公昭

専門部会構成（案）

部 会 名	部 会 長	副 部 会 長	部 会 員		
総務部会	富野井県議	上下町長 甲田町議長	小島県議 加計町議長 世羅町長 三良坂町長 西城町議長	庄原市議長 八千代町長 油木町長 君田村議長	豊平町長 吉田町議長 (神)三和町議長 口和町長
産業部会	道上県議	三次市長 総領町議長	滝口県議 芸北町長 久井町長 高野町長	木山耕三県議 戸河内町議長 甲山町議長 (双)三和町長	筒賀村長 美土里町長 神石町議長 作木村議長
建設部会	宮本県議	庄原市長 大朝町議長	木山千之県議 千代田町長 世羅西町長 布野村長 東城町議長	吉岡県議 高宮町長 豊松村長 吉舎町議長	三次市議長 向原町議長 甲奴町長 比和町長

参 考 資 料

平成9年度主要施策に関する部局別要望事項

[企画振興部]

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 内陸地域の振興対策について	(1) 中山間地域活性化のための総合的振興施策の充実強化 (若者定住対策を含む)	中山間地域の過疎化・高齢化問題は深刻である。諸施策の実施にもかかわらず歯止めがかかっていない。産業・民生・交通・教育・文化等総合的かつ有機的振興施策の構築を要望する。
	(2) 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の推進・具体化	計画の原動力となる中国横断自動車道尾道松江線についても、都市計画サイドでの動きが出てきており、推進組織の活性化と地方中小都市支援策の早期具体化への働きかけとともに県主体の構想具体化を要望する。
	(3) 地方中小都市圏活性化支援調査に基づく具体的支援策の提示と中山間地域拠点都市に対する支援	三次庄原都市圏は地方中小都市圏活性化支援調査モデル都市圏の指定を受け、支援要望策を取りまとめた。支援策の早期提示と法制化等について、国に対しての積極的働きかけを要望する。 また、中山間地域活性化対策の一環として、中山間地域拠点都市に対する支援施策の確立を要望する。
	(4) 総合的な若者定住対策の推進 (支援制度の創設)	地域の持続的発展のため、総合的な若者定住対策の推進が必要である。計画づくり、住宅整備や雇用促進、それらに関係する資金融資、利子補給、関連施設の整備、ソフト事業の展開などを含んだ支援制度の創設を要望する。

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
2. 内陸部市町村の財源確保について	(1) 過疎対策事業債の枠の大幅確保	
	(2) 若者定住促進等緊急プロジェクトに係る過疎対策事業債の特別枠配分	
	(3) 上下水道整備に対する補助率の引き上げと辺地債・過疎債の充当率の引き上げ	中山間地域では点在集落が多く建設費が割高となるため、上下水道整備が遅れている。事業推進のため、財政支援の充実強化を要望する。
3. 内陸部の交通対策について	(1) JR芸備線の電化とスピードアップ	定時性・大量輸送力に優れた鉄道は日常生活、地域活性化を支える重要な基盤であり、抜本的な基盤整備である電化、基盤強化・行き違い施設等によるスピードアップ、利便性向上策としての増便を要望する。
	(2) JR福塩線の増便とスピードアップ	
	(3) 廃止路線代替バスの運行に係る財政支援の充実強化	廃止路線代替バスに対する国の補助制度が平成7年度で廃止され、市町村単独の補助事業となった。従来の国補助分は特別交付税に算入され、県も新たな補助制度を創設されたが補助対象外路線の確保や利用促進施策の導入等その負担は大きいので、一層の支援を要望する。 ・ 補助率の引き上げ ・ 補助単価の増額 ・ バス事業を自治体が実施する場合の助成制度の創設等

[県民生活部]

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 過疎地域の生活環境整備について	小型合併浄化槽の設置基準の見直しについて (実質利用人数を考慮した人槽算定基準に)	現在の設置基準は、人槽の決定にあたって、建築基準法による建築物総床面積を指針としている。内陸部においては田舎づくりの建物が多く、総床面積が広い割合に人数は少ないのが現状である。このため現行基準では、人槽の規模が大きくなり費用負担も増大するので、設置基準の見直しを要望する。 (会計検査院による検査でも指摘された事項である)
2. 国土調査法に基づく地籍調査事業費の大幅な枠の確保	同左	土地所有者の高齢化や後継者の都市部への転出等により、境界確認現地調査が年ごとに困難となっている。このため、短期間に調査を完了する必要がある、単年度当たりの大幅な事業費の拡大を要望する。

[福祉保健部]

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 過疎地域の高齢化に対応した特別養護老人ホームの整備について	特別養護老人ホームの設置基準(認可)の緩和と整備促進	過疎地域における高齢化が急早に進行しており、特別養護老人ホームを中核とした総合的福祉対策が求められている。このため、特別養護老人ホームの設置基準の緩和と高齢化率の高い内陸部への優先的な設置(整備促進)を要望する。

2. 国民健康保険財政の健全化について	財政支援の充実等	国保財政の健全化を図るため、所用の補助、負担金の確保、交付税措置の充実及び抜本的な制度の見直しについて要望する。
3. 老人性痴呆対策の充実について	老人性痴呆専門病院の設置及びそれらを補完する医療施設の充実	近年の高齢化を反映し、老人性痴呆疾患患者が急増しており、広く県民を対象とした専門病院の設置とそれらを補完する医療施設の整備充実を要望する。
4. 県営精神薄弱者授産所の設置について	同左	内陸部の多くでは、精神薄弱者のための授産施設も少なく、在宅での生活を余儀なくされている。入所・通所とも可能な県営の授産施設の設置を要望する。

〔農 政 部〕

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 中山間地域農業の振興について	(1)市町村農業公社の運営資金補助制度の創設	猿への発信器の装着や熊など保護獣の駆除許可の迅速化を要望する。
	(2)有害獣の農作物被害防止対策の確立	
2. 農業基盤整備の推進について	(1)県営かんがい排水事業「三河ダム」の早期建設	平成15年の完成を目標に、早期の建設を要望する。
	(2)小規模農業基盤整備事業 中山間地域農村活性化総合整備事業に係る予算枠の拡大	
	(3)備北西部広域営農団地農道の整備促進	

3. 農業集落排水事業の推進について	予算の大幅確保と補助率の引き上げ	
4. 広島中央アグリソート構想の早期具体化について	同左	国営広島中部台地農地開発事業に伴う開発残地の有効活用。都市と農村の交流を図る中核施設の整備。
5. 農地法の制限緩和について	小規模農業経営者が代替地として農地を取得する場合の制度の緩和 (農地法施行令第1条の4第2項)	公共事業で農地が買収になり、その土地所有者が代替地を求める場合、当該土地所有者が零細規模(第3条2項5号該当)の場合、代替地を取得することができない。公共事業の場合の緩和を望む。

[林 務 部]

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 内陸地域の林業振興施策の拡充強化について	(1)大規模林業圏開発林道の整備促進	比和新庄線の未着工区間の早期着工と早期完成。
	(2)民有林林道「下津小世羅線」の早期完成	平成2年度に工事着手し10年間で完了をめざしていたが、7年度末の実績は37%にとどまっている。
	(3)基幹的作業道に対する補助制度の創設	基幹的作業道の改良及び災害復旧に対する補助制度の創設を要望する。
	(4)松枯れによる危険木の処理対策	道路沿線に松枯れによる危険木が増大し、交通安全上危険な箇所が増えている。所有者の高齢化・地元不在等のため、管理及び処理が困難である。抜本的対策の検討を要望する。

2. 比婆道後帝釈国定公園の整備について	(1) 総合整備計画の策定による計画的整備	比婆道後国定公園は、昭和38年に指定され、以来整備されてきたが、施設の老朽化や利用者のニーズに応える施設が不足しており、総合的な整備計画を策定され、年次計画的整備を推進されるよう要望する。
	(2) 表道後山・下帝釈峽の開発整備	表道後山・下帝釈峽は未整備のままであり、早期整備を要望する。
3. 「水源の森基金」制度の拡充強化について	(1) 県内主要河川地域毎の「水源の森基金」制度の拡充	水資源のかん養機能を高めるため、県、受益地区及び水源地域市町村が連携し、水源林の造成整備を促進する必要がある。
	(2) 他県との調整による「水源の森基金」制度の拡充	他県にまたがる河川についても、関係機関との早期調整に努め、水源林の拡充整備を図りたい。
4. 県立自然公園の早期指定について	神野瀬峽の県立自然公園への早期指定	自然公園の指定に向け、現在君田村から高野町にかけて調査が進められているが、平成9年度中の指定に努力いただきたい。
5. 県北木材コンビナート体制について	生産・加工・流通の一貫体制の整備	県北一体は豊富な森林資源を有しているが、林業は極めて厳しい状況下にある。 県北林業の活性化を図るため、生産基盤、販売流通体制の整備等により県北一体を、生産・加工・流通までの一貫体制が整備された木材コンビナートにすべき施策を要望する。
6. 景観形成の推進について	景観形成活動促進事業の充実強化	補助率の引き上げ等、拡大支援を要望する。

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 国土幹線開発自動車道の整備促進について	中国横断自動車道尾道松江線の整備促進	本路線は、中国四国連携軸を形成し産業・経済・文化面での交流を促進するとともに、沿線市町村の活性化に寄与する重要な路線である。 三刀屋～松江間については、平成6年9月に工事実施計画が認可され、事業実施中であるが、残る尾道～三刀屋区間について、早期に整備計画区間に格上げされ、事業の進捗が図られるよう要望する。
2. 地域高規格道路の整備促進について	(1) 江府三次道路の早期整備	本路線は、平成6年12月に地域高規格道路に指定され、平成7年から一部区間について調査が開始されている。国土開発幹線自動車道を補完し、沿線市町村の交流・連携強化と経済活動の活性化を図るための重要な路線であり早期整備を要望する。
	(2) 東広島高田道路の計画路線への早期昇格	本路線は、平成6年12月に地域高規格道路候補路線に指定されたが、島根県や高田郡と広島空港を結ぶための重要な路線であり、早期に計画路線に昇格し、整備が図られるよう要望する。
3. 道路網の整備について	(1) 一般国道の整備促進 ① 54号可部バイパスの改良促進	広島中枢都市圏との時間距離を短縮するため、可部地区の慢性的な渋滞解消が必要である。

	② 182号の改良促進	・登坂車線の早期完成と路面凍結防止対策 ・井関地区の抜本的改良 ・油木バイパス、特定交通安全施設（安田地区）の整備促進 ・福山市加茂町高山～中野交差点間における登坂車線の整備
	③ 184号塩町踏切の早期改良	
	④ 186号の改良促進	改良整備と歩道の早期完成
	⑤ 191号の改良促進	土居トンネル、上殿バイパスの整備
	⑥ 375号の改良促進	未整備区間（作木村）の早期整備
	(2) 主要地方道及び一般県道の整備促進	内陸部市町村の主要な生活路線であり、圏域の連携や交流を促進する重要な意味を持っており、関係する路線の一層の整備促進を要望する。
	(3) 広島江津間広域開発道路の整備	広島中枢都市圏と江津市を最短で結ぶこの路線の整備により「歴史ロマン街道」として、沿線市町村の活性化を図ろうとするものであり、関係路線の国道昇格と道路整備の促進を要望する。
	(4) 神石郡と広島空港を結ぶアクセス道路の整備	広島中央フライト道路と一般国道182号を結ぶ空港アクセス道路の具体化と早期整備を要望する。
4. 市町村道の整備促進について	(1) 市町村道整備費補助枠の拡大	
	(2) 過疎代行制度による事業の積極的採択	
5. 道路改良事業に係る市町村負担の軽減について	同左	現在、県が行う道路改良事業に対し市町村は負担金を支出しているが、単県事業について、負担割合の軽減を図る措置を要望する。

6. 河川事業の推進について	一級河川太田川上流部の改修促進について	一級河川太田川は、昭和47、63年の大洪水により、流域に甚大な被害を与え、河川改修が急務となっている。特に、支流の柴木川が合流する戸河内町本郷地区は、河川が狭窄した部分があり、加えて公共施設や住宅が密集しているなど、被害も大きくなっているため、拡幅改修事業の促進を要望する。
7. ダム水没地域の周辺整備等について (灰塚ダム関連)	(1) 灰塚ダム建設に係る周辺整備・地域整備事業の推進	国と県が相互に協力され、周辺整備や地域整備等の各事業を強力に推進されるよう要望する。
	(2) 水源地域整備事業や関連事業に対する財政的支援	水源地域整備事業や関連事業に対して、計画的な進捗が図られるよう、特定財源の確保等財政的支援を要望する。
	(3) 芸術活動に対する支援	水没地域を有する関係3町では、ダム建設エリア全体を一つの芸術作品ととらえて、現代アート（アースワーク）による地域活動を展開している。この活動に対する側面的支援として、当該地域での公共事業について、アースワーク的視点を探り入れたデザイン・構造等の導入を要望する。
8. 水源確保対策について	小規模生活ダムの建設促進	内陸地域は慢性的な生活用水不足に悩まされており、これの解決が緊要の課題となっている。水源確保対策の一つとして、小規模生活ダムの整備が進められているが、一層の事業推進を要望する。

[都 市 局]

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 公共下水道事業の推進について	(1) 予算の大幅確保、補助率の引き上げ、新規採択地区数の確保	・ 公共下水道事業 ・ 特定環境保全公共下水道事業
	(2) 過疎地域における県費補助制度の確立と充実強化	・ 基本計画策定に係る県費補助金の復活（補助率 1 / 3） ・ 市町村単独事業（管渠工事）に対する補助率のアップ ・ 国費対象事業に対する県費嵩上げ補助制度の創設
	(3) 県代行による特定環境保全公共下水道事業	・ 積極的な採択 ・ 補助対象事業の拡大（下水排水面積 20 ha の緩和） ・ 補助率のアップ
2. 住宅確保対策について	(1) 公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律における補助対象標準工事費の改善	内陸部市町村では若者定住を促進するため、公営住宅等の建設を進めているが、補助対象標準工事費が低く財政を圧迫しており、増額を要望する。
	(2) 若者定住のための住宅対策	過疎地域の公営住宅における入居者資格の緩和を要望する。

[企 業 局]

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 県営工業団地の建設促進について	県営向原工業団地の建設促進	早期の具体化を要望する。

[教育委員会]

要 望 事 項	要 望 内 容	内 容 説 明
1. 学校教育施設の整備充実について	公立学校施設整備費補助事業における補助対象事業の拡大 (用地取得費)	地域実態に即し学校統合を進める場合、かかる用地取得費は、現行補助対象外であり、財政への圧迫が大きいため、補助対象事業となるよう要望する。
2. 派遣社会教育主事制度の3年間継続について	同左	文部省は、平成8年度より2年間の措置を示しているが、市町村の実情を知り、企画・運営等指導内容の定着のためには、3年は必要である。1年間は県費派遣を講じ、引き続き3年間派遣となるよう要望する。
3. 生涯学習センターの整備について	同左	広域市町村圏での生涯学習ネットワークの確立が求められており、生涯学習の備北地域でのキーステーションの役割を果たす施設整備を要望する。
4. 県民スポーツトレーニングセンターの整備について	同左	アイススケートリンク・温水プール・スポーツ医科学センター等を備えた、県民のスポーツ競技力の向上を図るための施設整備を要望する。
5. 県立高等学校活性化対策について	(1) 選択教科等への人的整備と充実 (2) 選択教科の拡大 (3) 施設の整備充実	過疎地域に所在する高等学校では、私立高校への進学なども原因し、入学生徒の定員割れが続き、小規模校化が進んでいる。魅力ある地元高等学校となるよう、総合的施策による活性化を要望する。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

平成9年6月1日現在

[illegible]

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

平成9年6月1日現在

会 副 副 副 幹 副	会 会 会 会 事 事	長 長 長 長 長 長	広島県議会議員 三原市市長 庄原市市長 甲山町議長 総領町議長 広島県議会議員 広島県議会議員	木福八稲丸滝富野井	山岡谷住山口井	千義泰三隆次利	之登央男三郎明
----------------------------	----------------------------	----------------------------	---	-----------	---------	---------	---------

理事（上記職の者重複記載）

広島県議会議員

三山世双
次原三
市郡郡

吉宮小富野井

岡本島井
広新敏利
小路八文明

庄高神比
原田甲婆
市郡郡

道木滝木
上山口山

侑之郎三
千次耕

市町村長・市町村議会議員

三原市市長
庄原市市長
山県郡
筒賀村長
千代田町長
加計町議長
大朝町議長
高田郡
吉田町長
向原町長
御調郡
世羅郡
久井町長
甲山町長
世羅西町議長
神石郡
油木町長
神石町議長
甲奴郡
上下町長
総領町議長
双三郡
三良坂町長
君田村議長
吉舎町議長
比婆郡
西城町長
口和町議長

福八小森平六浜望佐増稲上川久保田山免日永盛田有
岡谷田下川信田月藤田住本上田田山免日永盛田
義泰美公勉来
一星仁實三仁力龍昌隆龍一包敬好
登央嗣造
義稀志雄男志男泉宏三夫登則三隆

三次市議長
庄原市議長
芸北町議長
豊平町議長
戸河内町議長
甲田町長
八千代町議長
高宮町議長
世羅町長
豊松村長
三和町議長
甲奴町長
三和町議長
作木村議長
東城町長
比和町議長

花片増前鈴
今松増
友近
岡若森
神竹
黒橋
本山田田木
井浦田
近
崎林岡
重丸
田本
忠孝邦達文
正利静
將
齊哲隆
和浩
文仁
男昭夫郎登
貞樹
吉寿
夫二
男郎

監

事

双三郡布野村長
比婆郡高野町長

三藤
吉原
献公
二昭

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部市町村長
広島県内陸部市町村議会議長
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | | |
|---|---------|-----|---|
| 1 | 会 長 | 1 | 名 |
| 2 | 副 会 長 | 4 | 名 |
| 3 | 幹 事 長 | 1 | 名 |
| 4 | 副 幹 事 長 | 1 | 名 |
| 5 | 理 事 | 若干名 | |
| 6 | 監 事 | 2 | 名 |
- 第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。
2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
2 第5条で定める副会長4名のうち、1名は事務局所在市町村の首長をあてる。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。
- 第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。
- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。